

奨学金について

本学で扱う奨学金は、日本学生支援機構（旧日本育英会）と地方公共団体及び民間団体の奨学金、本学独自の奨学金「学芸むさしの奨学金」の3種類です。

●日本学生支援機構(旧日本育英会)奨学金

日本学生支援機構奨学金は、貸与を希望する学生のうち、人物・学業ともに優れ、経済的理由により修学が困難で、選考基準（学力・家計）を満たしている学生の中から推薦・選考します。

●予約採用（学部）

東京学芸大学では、入学よりも前に『予約採用』制度を利用して採用候補者となっておくことをお勧めいたします。入学直後の『在学採用』に申請することもできますが、その場合は大学ごとに採用人数が限られているために「採用基準を満たしても採用されない方」が発生する可能性があります。

予約採用は、学部への進学予定者（高校卒業見込者、高校卒業者、卒業程度認定試験合格者など）の場合、『4～6月下旬に第一種奨学金(無利子)と第二種奨学金(有利子)の申請期間』『10月上旬頃に第二種奨学金(有利子)の申請期間』『12月中旬頃に第二種奨学金(有利子)の申請期間』があります。高校卒業見込の方や卒業後2年以内の方は在籍高校へ、それ以外の方は日本学生支援機構へ確認してください。

●予約採用（大学院）

大学院の予約採用は次のとおりです。大学院の場合は、大学院ごとに「予約採用者」と「在学採用者」の『合計人数』が限られていますので、予約採用者が多くなるとそれだけ在学採用者が減ります。**東京学芸大学では、入学よりも前に『予約採用』制度を利用して採用候補者となっておくことをお勧めいたします。**

大学院へ進学予定の方を対象に、大学院に入学する前の申込み（予約採用）を受け付けます。入学が内定していなくても申請は可能ですが、東京学芸大学の大学院に入学することが貸与の必須条件です。

日程	修士・教職大学院	博士	手続方法
申請書類の配布	9月2日～	9月2日～	学生課 学生支援係の窓口で配布 S棟2階学生課 4番窓口 平日 8:30-12:00, 13:00-17:15 ※申請書類の郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号の封筒に自分の氏名・住所・郵便番号を明記し200円切手を貼ったもの）を同封し、下記あてに請求してください。 〒184-8501（固有番号のため住所不要） 東京学芸大学 学生課 学生支援係 ※必ず「修士・博士の区別」及び「予約採用奨学金」を明記してください。
申請書類の受付	10月8日 ～10月10日	10月29日 ～10月30日	S棟2階学生課 4番窓口で受付 ※遠方に居住するなど直接窓口で申請できない場合は、郵送でも受付可能（郵送受付は9月24日より開始します）です。 窓口での受付時間や、郵送受付の詳細は、配布する申請要領に従ってください。
選考結果の通知	1月下旬		1月下旬頃（予定）に郵送で通知します。
進学届の提出	入学手続後		採用通知に従い、4月初旬の採用候補者対象の説明会に出席し「進学届」の手続を行ってください。
初回振込	4月下旬または5月中旬		進学届の確認後、4月下旬または5月中旬に振込が開始されます。

* 大学院へ進学予定の方は、予約採用(入学前)または在学採用(入学後)いずれの時期でも申請できます。

●在学採用（学部・大学院）

4月初旬に説明会を開催し、会場で申請書類を配布しますので、希望者は必ず出席してください。説明会に出席しなければ奨学金の申請はできません（博士課程に限り出席の義務はありません）。開催時期等については、奨学金用の掲示板（自然科学系研究棟前）に掲示します。

申請は年度当初の1回しかありませんので、希望者は忘れずに申請してください。

日 程	学 部	大学院
説明会	4月初旬	4月初旬
申請受付	5月中旬～下旬	4月中旬
採用決定・初回振込	7月中旬	6月中旬

●緊急採用・応急採用（学部・大学院）

家計支持者が失職・破産・事故・病気・死亡若しくは火災・風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要になったことが認められた場合に申請できます。（家計急変の事由が発生してから12カ月以内）

●奨学金の種類

奨学金の種類	利子	利率	貸与月額			貸与期間
			学部・専攻科	大学院 修士	大学院 博士	
第一種奨学金	無利子	—	自宅：3万円・4万5千円から選択 自宅外：3万円・5万1千円から選択	5万円・8万8千円から選択	8万円・12万2千円から選択	標準修業年限
第二種奨学金	有利子	①利率固定方式 ②利率見直し方式のうちから選択 ※在学中無利子	3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択	5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択		標準修業年限 ※修士課程長期履修生として承認された者は、承認された修業年限
入学時特別増額貸与奨学金		基本月額利率に0.2%上乗せした利率(在学中無利子)	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択（入学時のみ）			初回振込時一括

*すでに他の大学で日本学生支援機構（又は日本育英会）の奨学金を借りたことのある人、及び外国籍の人等は申し込むことができない場合があります。

*入学時特別増額貸与奨学金の申込資格は、年度当初からの貸与を希望する人で、収入が基準以内の人か、日本政策金融公庫の教育ローンを申し込んで貸付を受けることができなかった人となっています。（所得の上限超過、貸付限度額の超過を除く。）

*大学院第一種奨学金 特に優れた業績による返還免除制度

大学院第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部が返還免除される制度です。学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおける目覚ましい活躍、ボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価します。

*所得連動返還型無利子奨学金制度について（平成24年度新設）

本制度は、学生が返還への不安から奨学金の申込みを躊躇することのないよう、第一種奨学金に申し込んだ学生の中から、家計状況が特に厳しい世帯の学生を対象とし、奨学金の貸与終了後、貸与を受けた本人が一定の収入を得られない間の奨学金の返還期限を猶予するもので、第一種奨学金の中に設けます（第二種奨学金、入学時特別増額貸与奨学金、大学院の第一種奨学金は対象になりません）。

対象者：第一種奨学金の採用者（大学院を除く）のうち、父母（または父母に代わって家計を支えている人）の年収・所得の合算額が機構の定める以下の金額となる人です。

1. 給与所得のみの世帯：年間収入金額300万円以下

2. 給与所得以外の世帯：収入金額から必要経費（控除分）を差し引いた金額が200万円以下
給与所得と給与所得以外の両方の所得がある世帯の合算額や、特別な事情がある世帯の取扱いについては、日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

- 採用決定者は、期限内に必ず採用手続をしてください。手続きを怠ると返戻の上、採用が取り消されます。
- 奨学金受給中は、毎年12月に継続のための手続が必要です。手続期間・方法等については奨学金用の掲示板（自然科学系研究棟前）に掲示しますので、期限内に必ず手続をしてください。
- 継続の手続を怠った人、学業成績不振の人は、廃止・停止等となる場合があります。
- 独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ

本奨学金制度の詳細は、独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/>）を参照ください。

●その他の奨学金（地方公共団体及び財団法人等）

主に4月、5月に各地方公共団体（教育委員会）または財団法人等から募集があります。その都度 <http://www.u-gakugei.ac.jp/~syougaku/bosyu.html> に掲示しますが、本学に募集のお知らせが来ない都道府県市区町村でも、募集している教育委員会もありますので、学生本人の出身地の教育委員会に問い合わせると良いでしょう。

- 平成24年度 本学に募集のあった奨学団体

福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、宮崎県、札幌市、八戸市、上越市、川崎市、大田区、山口県
ひとつくり財団、あしなが育英会、守谷育英会、関育英奨学会、交通遺児育英会、池田育英会トラスト（愛媛県）、日本通運育英会、信濃育英会、柏会（広島県）、大学婦人協会、松尾金蔵記念奨学基金、朝鮮奨学会、在日朝鮮人教育会、大堀育英財団（福井県）、常盤奨学会（福島県いわき市&茨城県北茨城市及びその周辺地域）、宮崎県奨学会、大分県奨学会、沖縄県国際交流人材育成財団、CWAJ、本庄国際奨学財団、ヤマハ発動機スポーツ振興財団、ヤマハ音楽振興会、ヨネックススポーツ振興財団、さぼーと21、大学女性協会東京支部、ベターホーム協会、新日本奨学会、キヨタ株式会社、三菱商事復興支援財団

担当：学生課 学生支援係（S棟2階学生課 4番窓口）
（直通：042-329-7187）

●大学独自の奨学金

平成19年度より実施しております「**本学独自の奨学金制度（給付型）**」である『**東京学芸大学学生奨学金（愛称：学芸むさしの奨学金）**』の概要は次ページのとおりです。

東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金」概要

本学に在学する学生（教育学部、大学院教育学研究科又は特別支援教育特別専攻科に在学する学生）の勉学意欲の向上や有意義な学生生活を援助することを目的として、東京学芸大学学生奨学金制度が設けられました。平成19年度より実施しています。

I. 学資支援奨学金

対 象・・・授業料免除申請者の中で、「東京学芸大学授業料等免除学生選考基準」を満たしている者のうち、当該学期の授業料免除を受けられなかった者

※学力基準や標準修業年限超過に関する基準は、授業料免除よりも学資支援奨学金の方が若干低く（緩く）なっています。

給付額・・・返還を要しない「給付」型です。

『平成25年度 春学期より給付額を以下のとおりに変更します』

- (1) 教育学部に在学する学生 10万円
 - (2) 特別支援教育特別専攻科に在学する学生 5万円
 - (3) 大学院教育学研究科に在学する学生 10万円
 - (4) 大学院教育学研究科に在学する学生（長期履修を認められた者）5万円
- ※ただし、(3)に該当する者と同額の授業料（追徴金を除く）を納入する場合は10万円

手続き・・・本学授業料免除申請時に、併せて奨学金申請書（本学所定用紙）を提出することにより、自動的に選考の対象となります。

採 用・・・春学期・秋学期それぞれの学期ごとに採用を決定します。
（なお、採用者数は当該年度の予算範囲内となります。）

提出書類・・・奨学金申請書（本学所定用紙）以外の書類は、授業料免除申請時に提出する書類で併用します。

※「奨学金申請書（本学所定用紙）」は、授業料免除申請書類公開期間中に授業料免除申請書類ダウンロード画面で一緒に入手できます。

結果通知・・・春学期：7月上旬頃、 秋学期：12月上旬頃
採用された者にのみ直接通知します。

II. 緊急支援奨学金

対 象・・・父母若しくはこれに代わって家計を支えている者（家計支持者）の死亡、重病、重大な事故、破産、倒産、解雇等により家計が急変し、又は災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害若しくはこれらの災害に準ずる程度の被害により家計が急変し、修学が困難になった者

給付額・・・30万円又は15万円（返還を要しない「給付」型です。）
世帯の総所得金額により給付額が分かれます。

手続き・・・家計急変等の事実があり、申請があった都度受け付けます。
家計の急変の対象期間は、事由が発生した月から12ヶ月を超えないものとします。ただし、主たる家計支持者の死亡の場合は、6ヶ月とします。

採 用・・・その都度採用を決定します。
（なお、採用者数は当該年度の予算範囲内となります。）

※採用は1事由につき1度限りですので、継続的な支援制度として、授業料免除制度や日本学生支援機構奨学金も利用するようにしてください。

提出書類・・・奨学金申請書（本学所定用紙）に家計の急変又は地震・火災・風水害等の被害を証明する書類、所得証明書（市区町村所定の様式）及びその他の必要書類を提出

結果通知・・・申請から約1ヶ月後を目途に本人に通知します。

問い合わせ先：

学生課 学生支援係（S棟2階 4番窓口）

TEL：042-329-7187